

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年12月23日

豊田市長 太田 稔



## 1 事業の概要

- (1) 事業名 豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業
- (2) 事業場所 豊田市駒場町ほか地内
- (3) 事業の概要 本事業は、小中学校4校の太陽光発電設備及び附帯設備（以下「設備」という。）に係る提案を公募型プロポーザルにより、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、選定された事業者が整備した設備を市が買い取るものである。
- (4) 履行期限 令和9年2月26日（金）
- (5) 提案限度額 96,085,000円（消費税及び地方消費税込）

## 2 応募者の要件

### (1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

### (2) 参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「3参加資格要件」を満たすものとする。

### (3) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。  
ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

### (4) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

### 3 参加資格要件

#### (1) 単独事業者

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 公告日において、豊田市内に本店を有する者であること。

イ 元請けとして、平成27年4月以降における太陽光発電設備の設置工事（1件あたりの契約金額1,000万円以上）の施工実績（屋根に設置したもので、官民間問わず完成したものに限る。）を有すること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。

エ 公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

ク 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

ケ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

コ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

#### (2) グループの要件

代表事業者は、（ア）～（エ）及び（カ）～（コ）、グループの構成員は、（カ）～（コ）を満たした上で建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者で公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有する者であること。

なお、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有しない一級建築士事務所については、以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。書類（（イ）～（オ））は、公告日において発行日より3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

（ア） 建築士事務所登録の写し（建築士法に基づく登録をしている者であること）

（イ） 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

（建築士事務所が法人として登記されていること。）

- (ウ) 納税証明書(国税) (未納が無いことの証明)
- (工) 納税証明書(愛知県税) (未納が無いことの証明)
- (オ) 納税証明書(豊田市税) (未納が無いことの証明)

#### 4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月21日(水) 午後5時
- (2) 提出方法 電子メールで豊田市役所都市整備部建築事業推進課へ提出(提出期限必着)  
※E-mail : kenchikujigyou@city.toyota.aichi.jp  
※電子メールの件名は、「参加表明書の提出(豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業)」と記載すること。
- (3) 添付資料 ア 参加表明書(様式第1号) ※代表事業者名で提出  
イ グループ構成表(様式第2号)  
ウ 構成員の委任状(様式第3号)  
エ 3参加資格要件(1)イ及び(2)の証明書

#### 5 参加資格確認通知書の送付

- (1) 通知期限 令和8年1月23日(金)
- (2) 通知方法 参加表明書提出者に電子メールにて行う。

#### 6 提案書の提出

参加資格確認通知書による参加資格を有するものは、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年2月13日(金) 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所都市整備部建築事業推進課(西庁舎4階)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)  
様式第7号、第8号については、電子メールでも送付すること。  
※E-mail : kenchikujigyou@city.toyota.aichi.jp  
※電子メールの件名は、「提案書様式の提出(豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業)」と記載すること。
- (4) 提出書類 ア 提案書提出届(様式第6号)  
イ 提案書 正本1部、副本8部 (実施要領13~15を参照)  
ウ 配置予定技術者の資格及び経歴書類  
エ 契約実績証明書類(契約書等の写し等)及び一覧(任意様式)  
オ 見積書(任意様式)  
カ 内訳明細書(任意様式)  
※内訳明細書(記入例)を参考とすること。  
※設計費、施工費、工事監理費は必ず分けること。  
キ 機器仕様説明書

#### (5) その他

ア 電子メールを利用して書類を提出する場合には、添付ファイル容量が20MB以下でなければ受け付けることができないので注意すること。また、受信確認を行う

ため、送信後に、提出した旨を電話連絡すること。なお、電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は提出されなかったものとみなす。

イ 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名は、「提案辞退（豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業）」と記載すること。

## 7 ヒアリング

(1) 開催日時 令和8年3月2日（月）

午後1時30分から午後5時までのうち指定する25分間

(2) 開催場所 豊田市役所 東庁舎6階 東61会議室

(3) 備考 ア 提出された提案書等に基づき、1者25分（説明10分、質疑応答15分）とする。なお、参加者多数の場合は、質疑応答のみとすることがある。

イ 出席者は4名以内とする。

ウ 説明は、本業務に主に携わる者が行うものとする。

エ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

カ 全ての参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

キ 指定された時間前に到着する場合は、控室（豊田市役所東庁舎7階 東71会議室）で案内を待つこと。

## 8 選考結果の通知日等（予定）

(1) 選考結果通知日 令和8年3月上旬

(2) 基本協定締結日 令和8年3月中旬～下旬

(3) 最終見積り提出日 令和8年8月24日（月）

(4) 仮契約締結日 令和8年9月上旬

## 9 基本協定書、売買契約書の締結

最優秀提案者として選定され、業者選定審査会で優先交渉権者として決定された者は、基本協定書を締結する。基本協定書締結後、下記に示す（1）～（4）を実施した上で、「学校施設環境改善交付金」の採択内示又は交付決定を受けた施設について、当該売買契約を締結する。

(1) 仕様書協議

(2) 現地調査、構造調査及び設備仕様等の協議

(3) 詳細協議

(4) 協議を踏まえた提出物

## 10 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出方法を「電子メール」としているものについて、ネットワーク障害等、電子メールによりがたい事情がある場合は、市へ連絡の上、対応を相談すること。
- (4) 次に掲げる提案は無効とする。
- ア 本要領に示す参加資格を有しない者がした提案
  - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
  - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - エ 市が示した条件に違反した提案
  - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (6) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 優先交渉権者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、優先交渉権者を契約の相手方とし、提案価格を上限に見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの企画提案の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (8) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
  - エ 本市が最優秀提案者が本事業を遂行することが困難と判断したとき。
  - オ 議会の議決が得られなかったとき。
  - カ 補助金の採択が得られなかったとき。
- (9) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (10) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (11) 市と選定事業者による売買契約の締結に先立って、豊田市議会の承認を受けるものとする。なお、売買契約の議案が否決された場合、売買仮契約は解除する。また、市は、選定事業者が調査・設計のために掛かった経費を事業者に支払うものとする。
- (12) 本事業における前払金、部分金については、売買契約書に定める。
- (13) 本事業に係る入札及び契約保証金は免除とする。

## 1.1 市の担当窓口

豊田市役所都市整備部建築事業推進課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（西庁舎4階）

電話：0565-34-6953／FAX：0565-33-2080

E-mail： [kenchikujigyou@city.toyota.aichi.jp](mailto:kenchikujigyou@city.toyota.aichi.jp)

ホームページ：「メニュー」→「市政情報」→「市の組織」→「都市整備部」→「建築事業推進課」→「建築事業推進課の入札案件公告等一覧」→「豊田市駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業」